

7 就学援助制度

市では経済的理由によって児童を就学させることが困難と認められる場合に、その保護者に対して給食費や学用品の一部を援助する制度があります。

この援助を受けることができるのは次のような場合で、かつ援助の必要があると認められた場合です。

次のいずれかの措置を受け、困窮していると認められる方

- ①生活保護を受けている。（教育扶助を受けている場合は修学旅行費のみ給付）
- ②生活保護が停止又は廃止となった。
- ③市民税が非課税。
- ④市民税の減免を受けている。
- ⑤国民年金保険料の減免を受けている。
- ⑥国民健康保険料の減免又は徴収の猶予を受けている。
- ⑦児童扶養手当の支給を受けている。（母子・父子家庭等に支給される手当のことで、児童手当ではありません）
- ⑧生活福祉資金の貸付を受けている。
- ⑨①～⑧には該当しないが、経済的な理由によって児童の就学が困難である。

※上記の措置に有効期限等がある場合は、有効期限内の認定となります。

※引き続き援助を希望される場合は、新しい決定通知書等の写しの提出が必要となります。

この援助を希望される方は、学校まで申し出てください。

該当者の認定は教育委員会が毎年度行いますので、前年度援助を受けられていた方も新たに申請する必要があります。

認定結果については、学校長を通じて保護者にお知らせします。